



と、

備考・希望・意見等記入欄		記入者氏名印
1. 法人設立許可年月日 (財)小倉コレクション保存会 昭和33年4月3日		
2. 法人解散事由 事業の成功不能		
<p>(1) 本財団は、重要文化財8英、重要美術品27英を含む1,200英余の考古遺品を中核として、文化財の整備及び保存を図りこれを一般の研究者の参考に供してきたが、年間収入46,000円程度であり、これら文化財の修理及び維持管理が不能となった。</p> <p>(2) コレクションの収蔵施設が設立以来20年を経過し、改修が必要とされたが、このための経費が得られず。</p> <p>(3) 従って、これら小倉コレクションを一括国及び地方公共団体に寄贈し、良好環境のもとで活用されることが、設立者の遺志に沿うとともに、文化財の保存上も望ましいと思われる。</p>		
3. 残余財産処分		
(1) 残余財産 180,218,400円		
(基本財産 179,692,800円) (運用財産 525,600円)		
(2) 残余財産処分方法		
種別	金額	帰属先
1. 土地及び建物	1,570,000円	習志野市
2. コレクション (1,218英)	178,648,400	東京国立博物館
合計	180,218,400	

案の1

雑保才22号

財団法人小倉コレクション保存会  
理事長 小倉 安之

昭和56年3月11日付で申請の財団法人小倉

コレクション保存会の解散及び残余財産処分について

は、申請のとおり許可します。

昭和56年3月19日

文部大臣 田中 龍夫



案のこ

雑保才22号

財団法人小倉コレクション保存会

理事長 小倉安文

昭和56年3月11日付で申請の財団法人小倉コレク

ション保存会の解散及び残余財産処分については、申

請のとおり許可します。

昭和56年 3月19日

文部大臣 田中龍夫

この謄本は原本と相違ないことを認証

します。

昭和56年 3月19日

文 部 省